

令和 6 年度滋賀県における児童虐待相談対応件数等の状況について（概要）

令和 6 年度における県（中央、彦根、大津・高島、日野）子ども家庭相談センター（以下「センター」という。）および 19 市町に寄せられた児童虐待に関する相談対応等の状況の概要を次のとおり取りまとめました。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

1 相談対応件数等の主な状況

- (1) 相談対応件数は8,566件で、前年度比で2件減少となっています。
- (2) 虐待種別では、『心理的虐待』が3,512件で最も多く全体の41.0%、『身体的虐待』が2,746件で32.1%、『保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）』が2,224件で26.0%、『性的虐待』が84件で1.0%となっています。
- (3) 年齢別では、『小学生』以下が6,205件で全体の72.4%となっています。
- (4) 主な虐待者では、『実母』が最も多く5,301件で全体の61.9%、『実父』が2,801件で32.7%となっています。
- (5) 継続して支援しているケースが6,273件で全体の73.2%となっています。

2 相談対応件数について

- (1) 前年度と比べて 2 件減少し、8,566 件となりました。虐待種別ごとの前年度からの増減では、「心理的虐待」が 45 件、「身体的虐待」が 78 件、「性的虐待」が 8 件増加する一方、「保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」が 133 件減少しています。
- (2) 年齢別の前年度からの増減では、「0 歳～3 歳未満」が 6 件、「3 歳～学齢前児童」が 53 件、「中学生」が 5 件増加する一方、「小学生」が 47 件、「高校生・その他」が 19 件減少しています。
- (3) 前年度に引き続き、「心理的虐待」（3,512 件）に関する相談が最も多くなっている理由としては、児童が同居している家庭における配偶者への暴力（面前 DV）について、依然として警察からの通告が多いことが考えられます。

3 全体状況

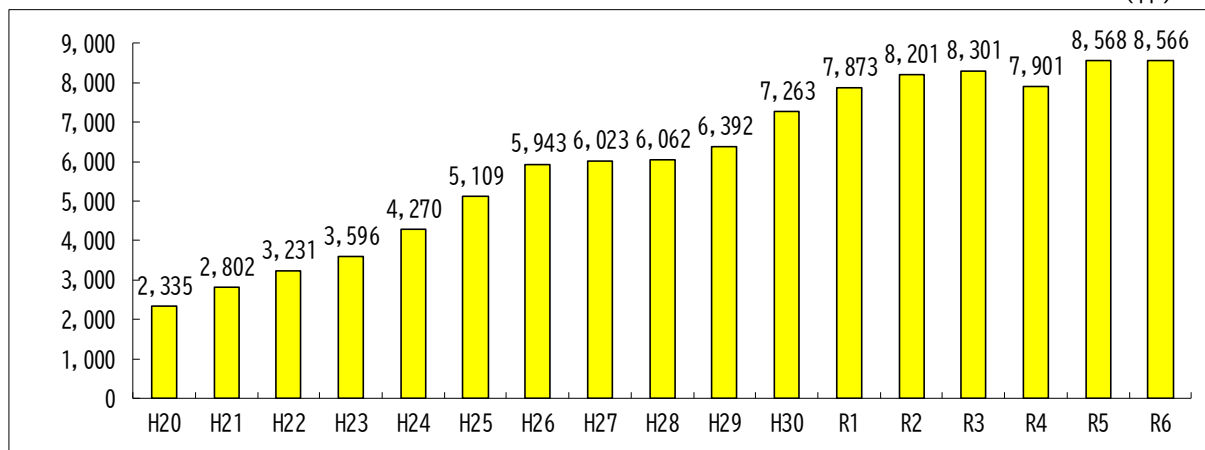
(1) 相談対応件数

相談対応件数は 8,566 件で、前年度比 2 件の減（△0.0%）となっています。

※センターと市町が連携しながら支援・対応したケースを調整しています。

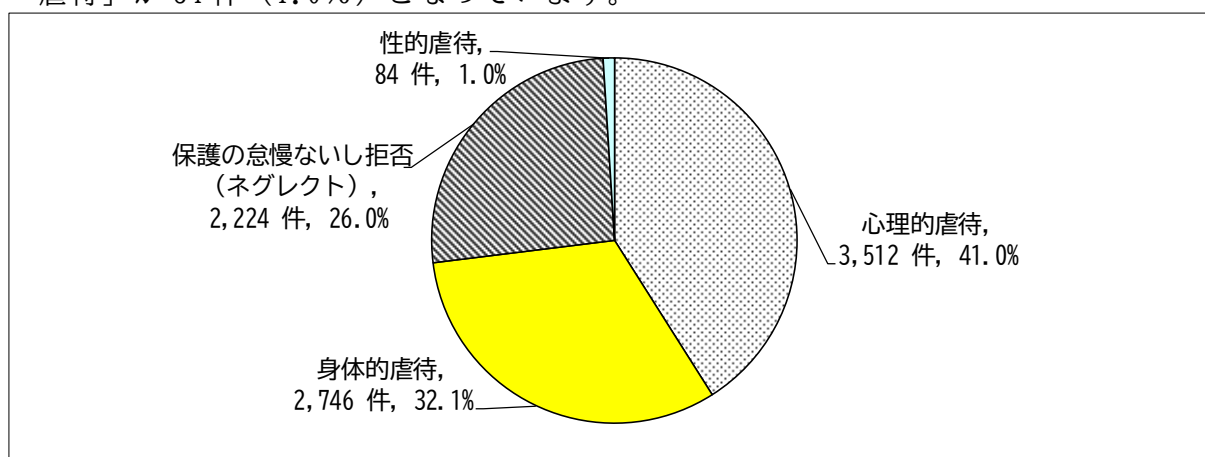
（センター2,860件＋市町 8,556件－2,850件（連携分）＝ 8,566件）

（件）

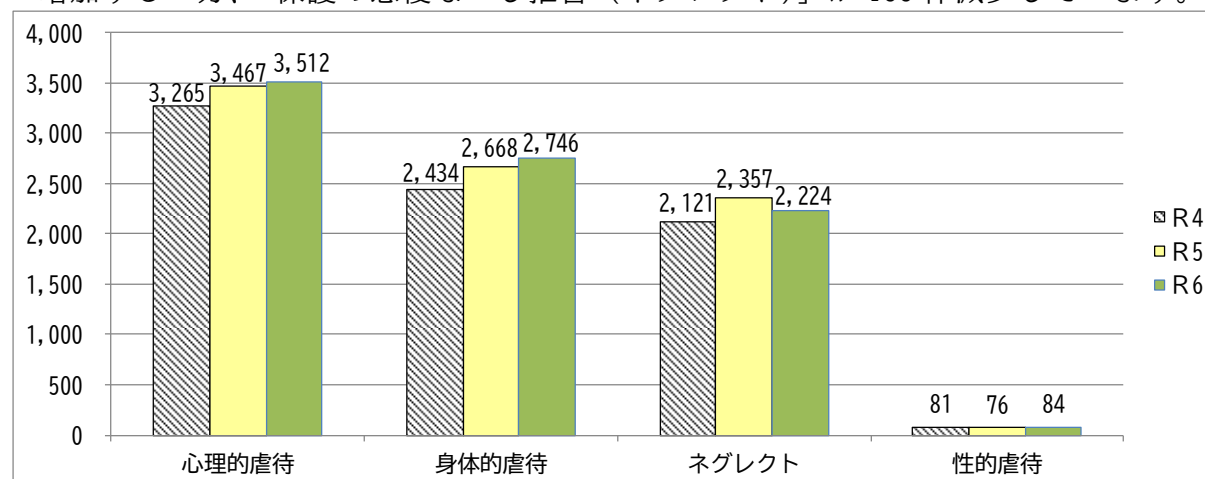


(2) 虐待種別

「心理的虐待」が 3,512 件（41.0%）と最も多く、「身体的虐待」が 2,746 件（32.1%）、「保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」が 2,224 件（26.0%）、「性的虐待」が 84 件（1.0%）となっています。

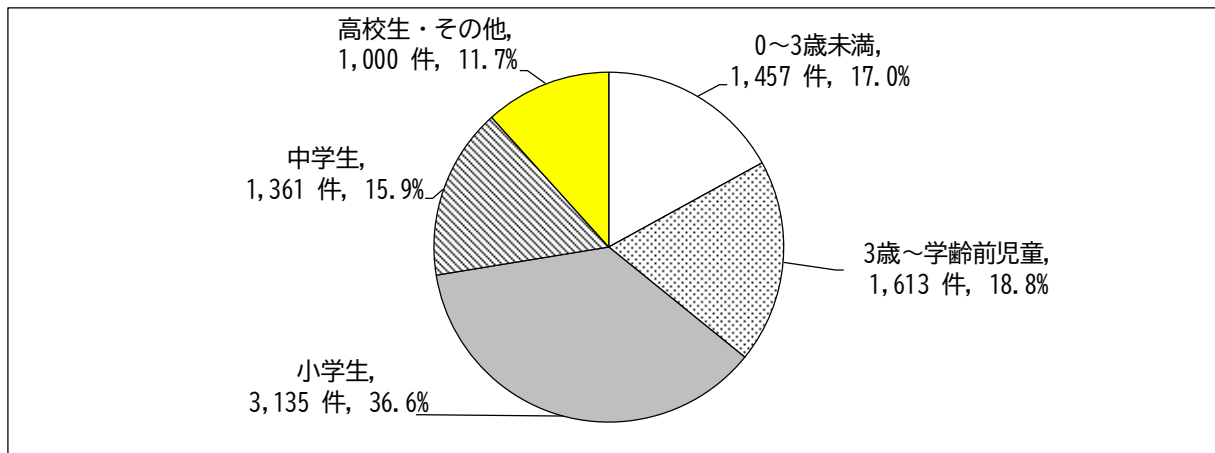


前年度比では、「心理的虐待」が 45 件、「身体的虐待」が 78 件、「性的虐待」が 8 件増加する一方、「保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」が 133 件減少しています。



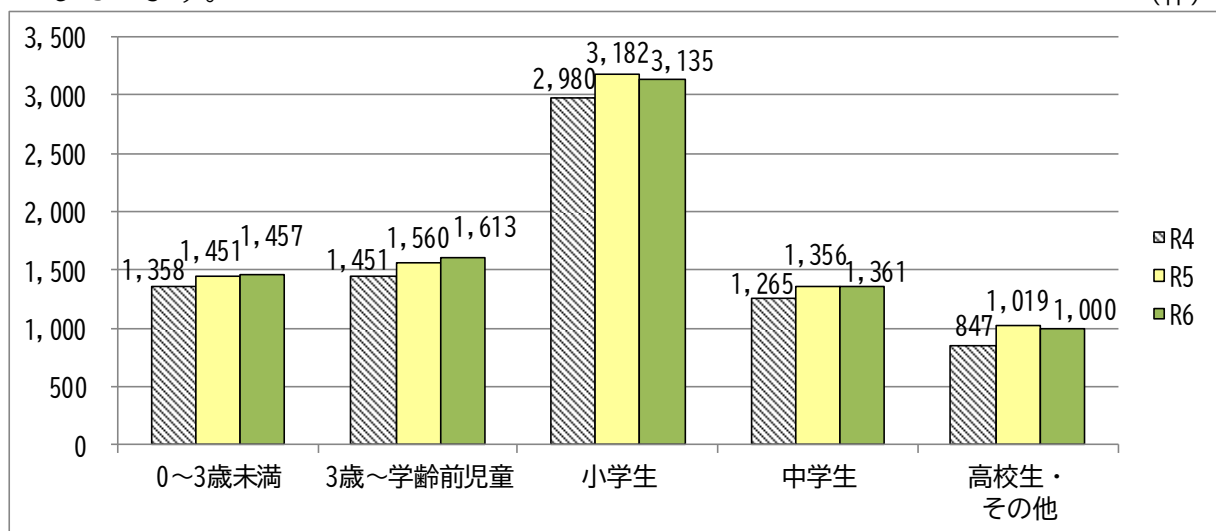
(3) 年齢別

「小学生」が3,135件（36.6%）と最も多く、「3歳～学齢前児童」が1,613件（18.8%）、「0歳～3歳未満」が1,457件（17.0%）、「中学生」が1,361件（15.9%）、「高校生・その他」が1,000件（11.7%）と続いています。



前年度比では、「0歳～3歳未満」が6件、「3歳～学齢前児童」が53件、「中学生」が5件増加する一方、「小学生」が47件、「高校生・その他」が19件減少しています。

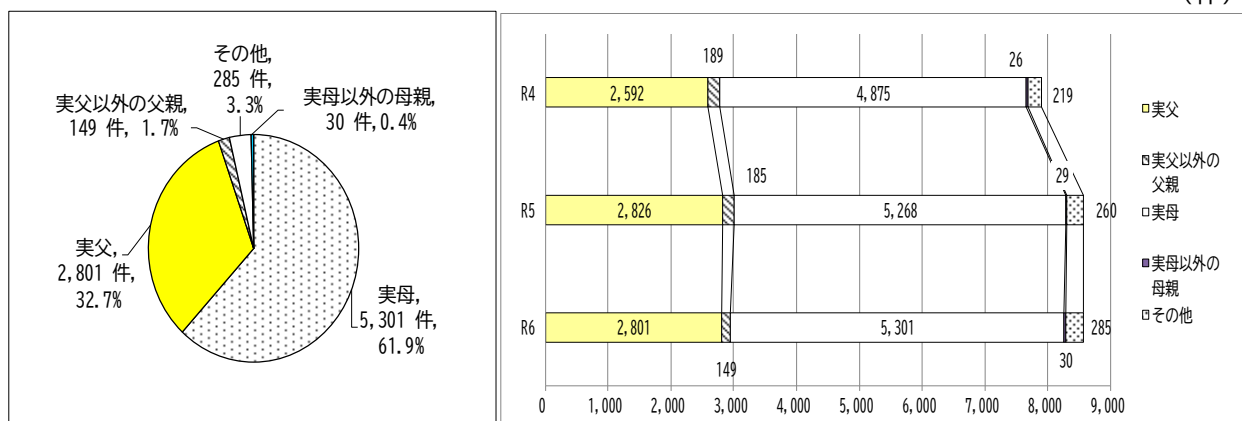
(件)



(4) 主な虐待者の内訳

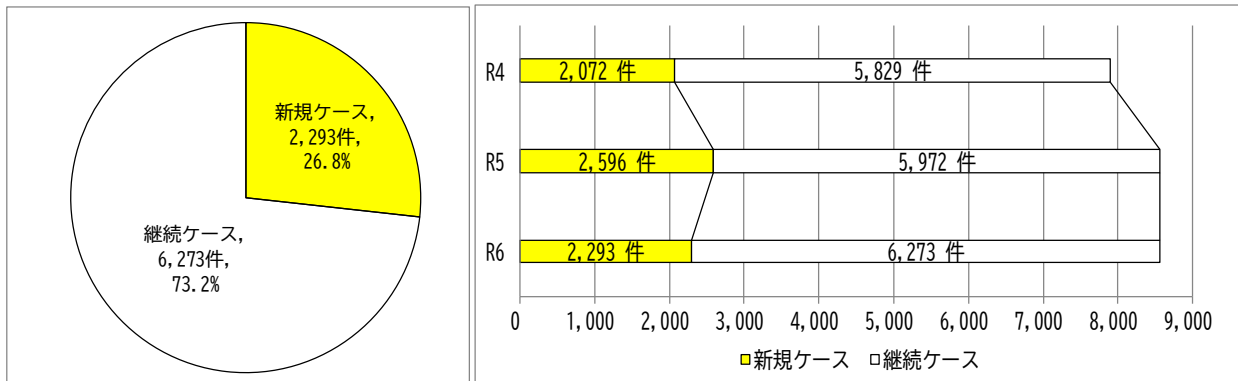
「実母」が5,301件（61.9%）、「実父」が2,801件（32.7%）であり、前年度比では、「実母」が33件の増加となっています。

(件)



(5) 新規・継続別

「新規ケース」が2,293件（26.8%）、「継続ケース」が6,273件（73.2%）で、前年度比では、「新規ケース」が303件の減少、「継続ケース」が301件の増加となっています。



(6) 一時保護

一時保護施設での「保護件数」は461件で、前年度より30件増となっており、「1日当たりの平均保護人数」は24.5人となっています。また、「一人当たりの平均在所日数」は19.4日で、前年度より1.4日短くなっています。なお、「虐待ケースの一人当たりの平均在所日数」は22.8日で、前年度より1.2日短くなっています。

【一時保護施設での一時保護】

	保護件数 (件)		1日平均保護人数(人)		1人平均在所日数(日)	
		左のうち 虐待ケースの 件数		左のうち 虐待ケースの 人数		左のうち 虐待ケース の平均日数
R 4	407	271	26.8	19.0	24.0	25.6
R 5	431	270	24.5	17.8	20.8	24.0
R 6	461	294	24.5	18.4	19.4	22.8
増減 (R6-R5)	30	24	0.0	0.6	△ 1.4	△ 1.2

(7) センター虐待通告

センターに寄せられた通告は、2,959件で、前年度より219件増となっています。「警察等」からの通告が1,729件（58.4%）と最も多くなっています。これは家庭における配偶者への暴力を同居している児童に見せるなどの心理的虐待に関する通告が多いことによるものです。

(件)

	家族	親戚	近隣・知人	市町	児童委員	医療機関	幼稚園・保育所等	警察等	学校等	その他	計
R 4	205	63	455	14	0	57	14	1,479	194	160	2,641
R 5	220	74	469	4	0	62	11	1,566	167	167	2,740
R 6	276	57	393	7	0	74	30	1,729	192	201	2,959
R6構成比率	9.3%	1.9%	13.3%	0.2%	0.0%	2.5%	1.0%	58.4%	6.5%	6.8%	100.0%
増減 (R6-R5)	56	△ 17	△ 76	3	0	12	19	163	25	34	219

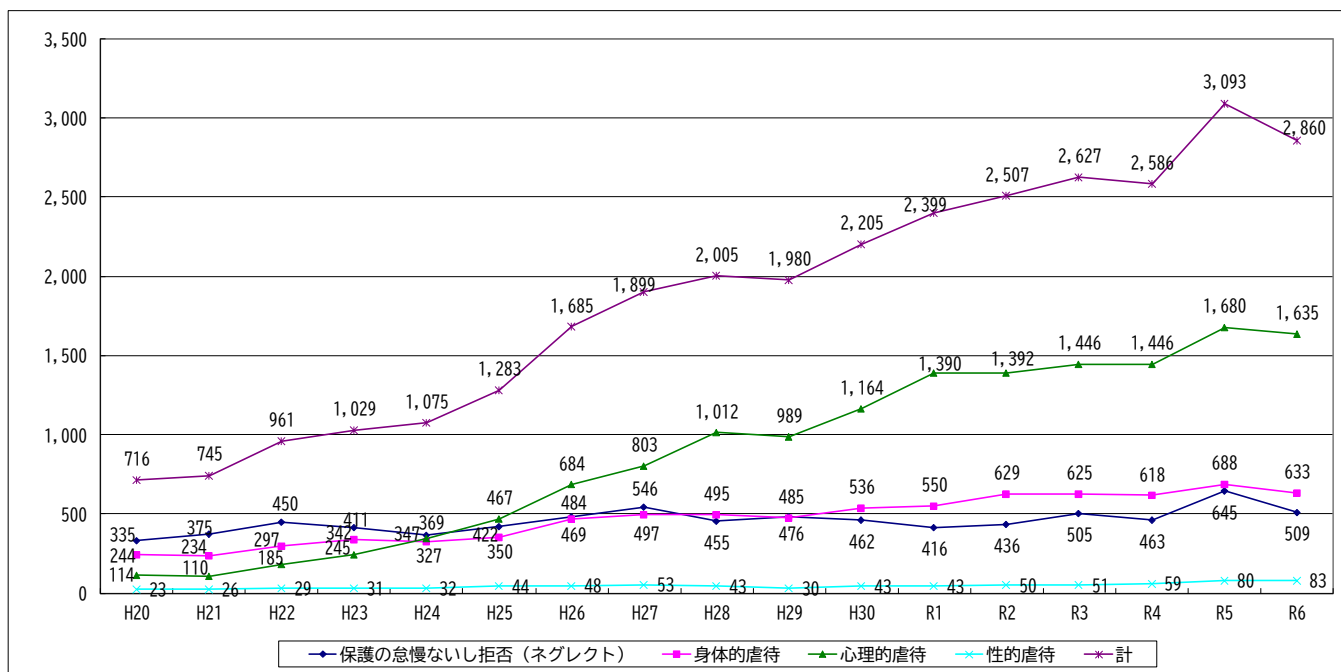
4 センター・市町別の状況

(1) 相談対応件数の推移

近年は、センター、市町ともに「心理的虐待」の増加により、全体の件数も増加傾向にありましたが、令和6年度は前年度に比べセンターが減少しています。

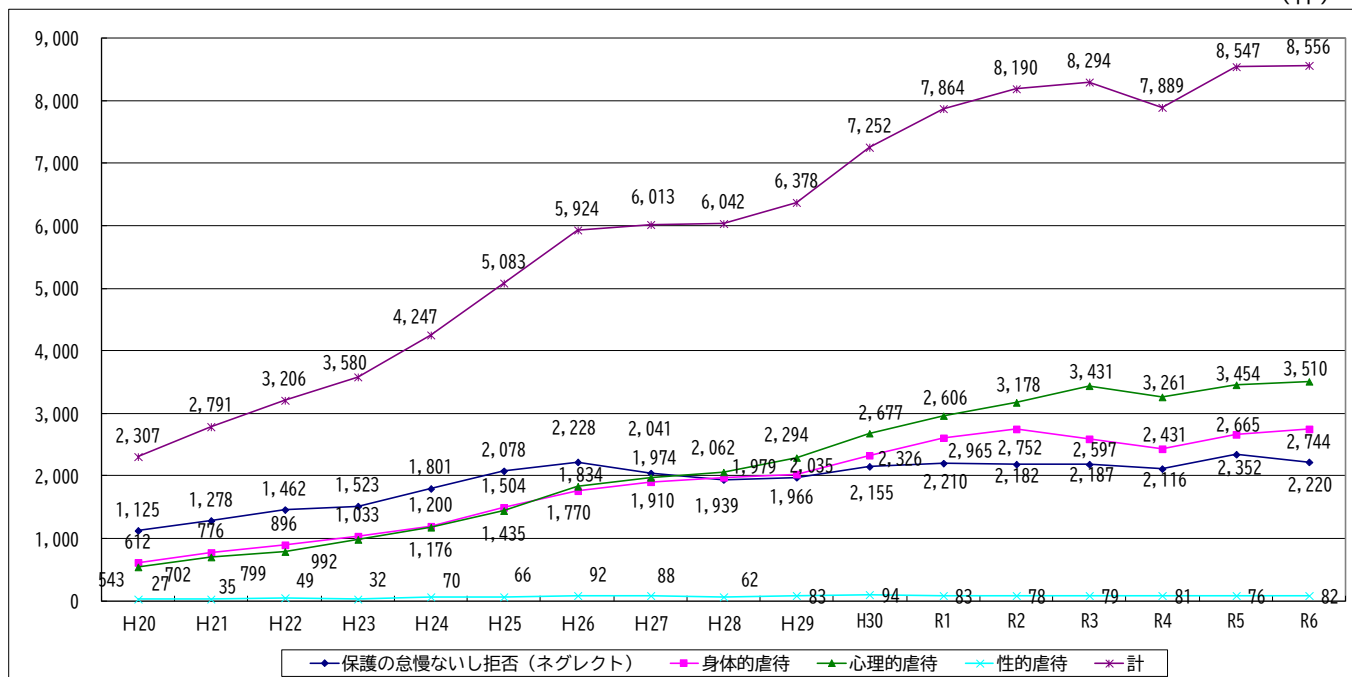
【センター】

(件)



【市町】

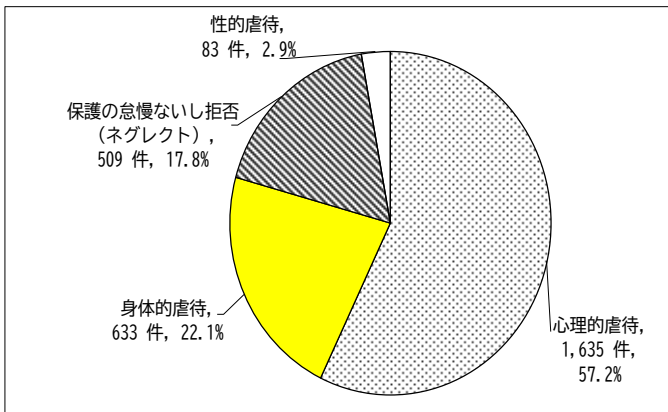
(件)



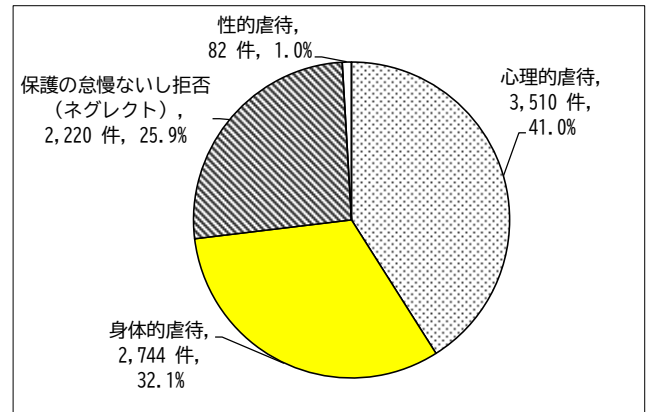
(2) 虐待種別

センター、市町ともに「心理的虐待」の占める割合が高く、センターが 57.2%、市町が 41.0% となっています。

【センター】



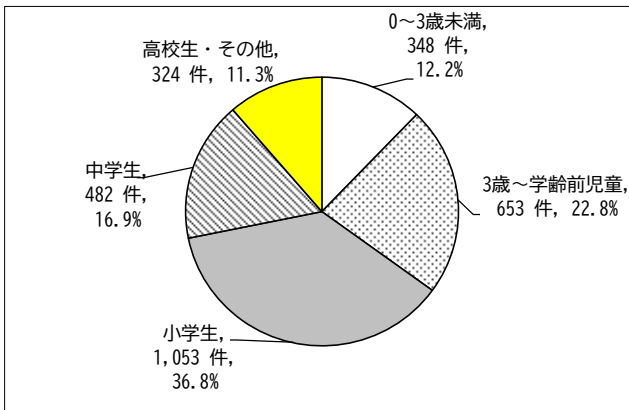
【市町】



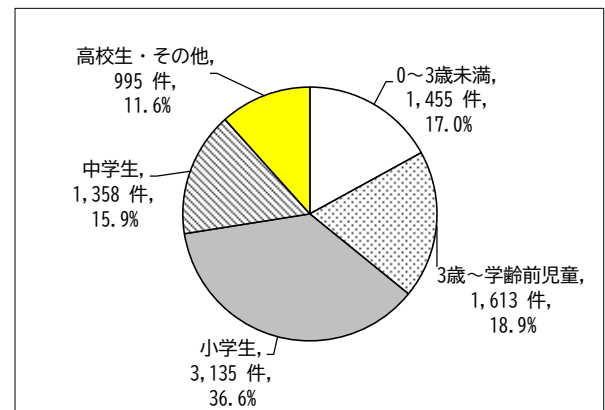
(3) 年齢別

センター、市町ともに「小学生」の占める割合が最も高く、センターが 36.8%、市町が 36.6% となっています。また、小学生以下では、センターの 71.8%、市町の 72.5% を占めています。

【センター】



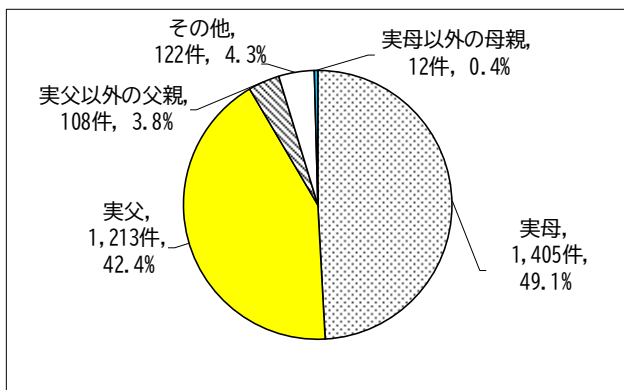
【市町】



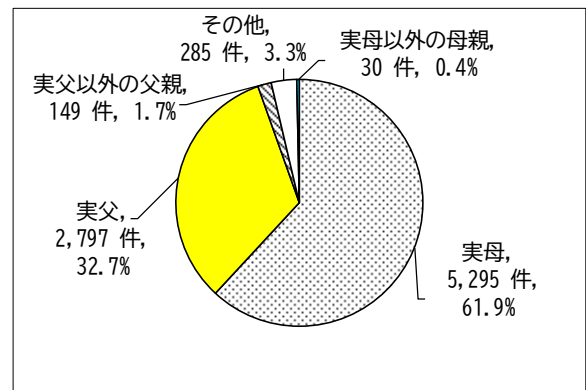
(4) 主な虐待者の内訳

センター、市町ともに「実母」の占める割合が最も高く、センターが 49.1%、市町が 61.9% となっています。また、「実父」の占める割合は、センターが 42.4%、市町が 32.7% となっています。

【センター】



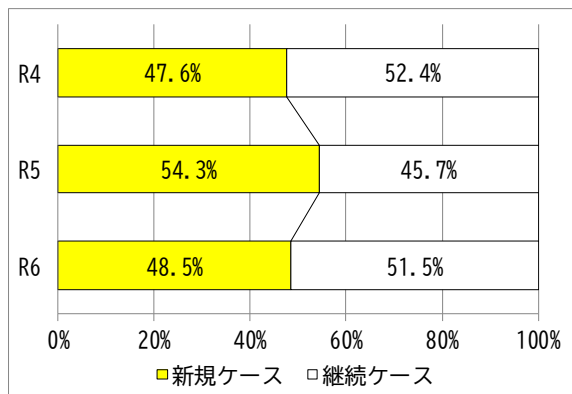
【市町】



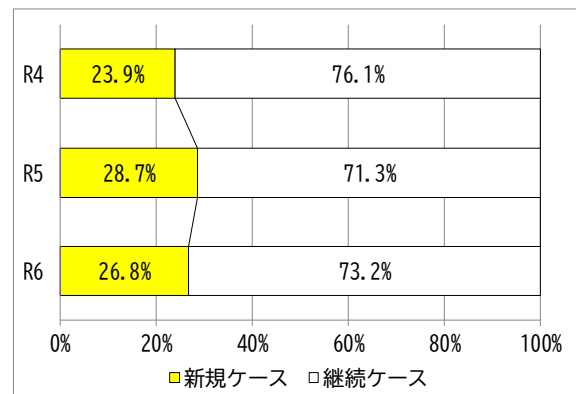
(5) 新規・継続別

センター、市町ともに継続ケースが多く、センターが51.5%、市町が73.2%となっています。

【センター】



【市町】



【R6 年度の詳細】

(件)

【センター】

区分	新規	継続		合計
		援助方針変更	1年以上継続	
件数	1,388	1,202	270	2,860
構成比率	48.5%	42.0%	9.4%	100.0%

【市町】

区分	新規	継続		合計
		援助方針変更	1年以上継続	
件数	2,292	97	6,167	8,556
構成比率	26.8%	1.1%	72.1%	100.0%

(6) 虐待の相談経路

センターでは、警察等からの相談が1,298件で最も多く、全体の45.4%を占めています。市町は、学校等が2,769件で最も多く、全体の32.4%を占めています。

【センター】

(件)

	家族・親戚	近隣・知人	子ども本人	市町	児童委員	保健所	医療機関	幼稚園・保育所等	警察等	学校等	その他	計
R4	252	269	22	561	1	6	40	14	1,090	160	171	2,586
R5	241	323	24	765	0	0	70	14	1,289	152	215	3,093
R6	211	224	15	714	0	0	43	23	1,298	143	189	2,860
R6構成比率	7.4%	7.8%	0.5%	25.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.8%	45.4%	5.0%	6.6%	100.0%
増減(R6-R5)	△ 30	△ 99	△ 9	△ 51	0	0	△ 27	9	9	△ 9	△ 26	△ 233

【市町】

(件)

	家族・親戚	近隣・知人	子ども本人	市町	児童委員	保健所	医療機関	幼稚園・保育所等	警察等	学校等	その他	計
R4	396	139	6	2,393	52	34	174	865	339	2,334	1,157	7,889
R5	426	141	14	2,588	45	34	181	941	372	2,628	1,177	8,547
R6	445	137	17	2,423	28	22	181	964	453	2,769	1,117	8,556
R6構成比率	5.2%	1.6%	0.2%	28.3%	0.3%	0.3%	2.1%	11.3%	5.3%	32.4%	13.1%	100.0%
増減(R6-R5)	19	△ 4	3	△ 165	△ 17	△ 12	0	23	81	141	△ 60	9

【被措置児童等虐待の状況（児童福祉法第 33 条の 16 に基づく公表）】

● 令和 6 年度

受理件数	調査件数	事実確認の結果	
		該当	非該当
0 件	0 件	0 件	0 件

（参考）

◆被措置児童等虐待とは

さまざまな事情により、家庭での養育が困難であるため保護を要し、施設等への入所措置等をされた子どもに対して、施設職員等が行う虐待をいいます。

本県では、虐待を受けた子ども本人からの届出や、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告に対し、滋賀県社会福祉審議会児童虐待事例検証部会の助言を得ながら必要な措置を講じます。

◆公表の根拠法令

○児童福祉法第 33 条の 16 第 2 項（抜粋）

都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

○児童福祉法施行規則

第 36 条の 30 法第 33 条の 16 の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親	里親等
ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設	社会的養護関係施設
ハ 障害児入所施設等及び指定医療機関	障害児施設等
ニ 一時保護施設又は法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を行う者	一時保護施設等

2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

虐待の発生要因に着目した県と市町の取組

	発生要因	主な取組
1	養育能力や社会的未熟など 「保護者の問題」	支援が必要な家庭に対して、保健師や保育士等が訪問し、助言などを行う「 <u>養育支援訪問事業</u> 」や、子育ての孤立化を防ぐために、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問して悩みを聞いたり必要な情報収集を行う「 <u>乳児家庭全戸訪問事業</u> 」
2	経済的困窮や育児の過重負担など 「家庭内の問題」	保護者が仕事その他の理由により、家庭において児童を養育することが困難な場合に児童養護施設等で保護し、生活指導や食事の提供を行う夜間養護等（トワイライトステイ）や、経済的問題等で緊急一時的に保護を行う短期入所生活援助（ショートステイ）といった「 <u>子育て短期支援事業</u> 」
3	親族・地域との関係の希薄化に伴う 「社会的な孤立の問題」	子育て家庭の親と子どもが気軽に集い、相互に交流を図る場の提供や、児童センター等で親子の交流や集いの場を提供する「 <u>地域子育て支援拠点事業</u> 」
4	発達課題、育てにくさなど 保護者から見た 「子どもの問題」	発達支援センターでの発達相談や保健センターにおける「 <u>乳幼児等の定期健診</u> 」

子ども家庭相談センターにおける虐待への対応

	項 目	主な取組
1	体制の充実	○日野子ども家庭相談センターの開所（一時保護施設定員 14 名 R6.4 開所） ○専門職の増員（R7.4.1 現在：児童福祉司 70→76 名、児童心理司 35→39 名、児童指導員 33 名（前年度と同数）） ○弁護士、臨床心理士、社会福祉士、外国人通訳者等のアドバイザーの登録（R7.4.1 現在 37 名） ○虐待の診断や保護者への対応について、法医学の医師による助言指導（家裁審判にかかる鑑定等 計 2 回） ○弁護士の配置（月 1 回、4 時間）
2	職員の資質向上	○児童福祉司に任用される社会福祉主事の任用前／任用後講習受講の義務化（R6 受講者数 任用前 2 名／任用後 3 名） ○全てのセンターに人材育成担当の児童福祉司を配置し、若手職員の孤立防止・チームによる支援等を実施（計 4 名）
3	関係機関との連携強化	○市町における要保護児童対策地域協議会（要対協）の構成員として、医療機関や園・学校等と連携した情報共有、家族の支援、見守り ○児童相談所と市町が円滑な在宅支援を行うための「共通アセスメント・プランニングシート」の活用（R6 活用研修 受講者数計 32 名（市町職員を含む。）） ○警察との人事交流（令和 4 年度から各センターの現職警察職員の配置人数を各 1 名→2 名に増員）